

## くぬぎ山地区自然再生協議会 設置要綱

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この自然再生協議会は、くぬぎ山地区自然再生協議会（以下「協議会」という）と称する。

(対象区域)

第2条 協議会で検討する自然再生の対象区域は、埼玉県川越市、所沢市、狭山市、三芳町の市町境に位置する、くぬぎ山地区とする。

### 第2章 目的及び協議会所掌事務

(目的)

第3条 くぬぎ山地区の自然再生を推進するため、必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 自然再生全体構想の作成
- (2) 自然再生事業の実施計画の案の協議
- (3) 自然再生事業の実施に係る連絡調整
- (4) 自然再生事業の実施箇所の維持管理に係る連絡調整
- (5) その他必要な事項

### 第3章 構成

(構成)

第5条 協議会は、次に掲げる委員によって構成する。

- (1) 自然再生事業を実施しようとする者
- (2) 地域住民、NPO、土地所有者等、その他(1)の者が実施しようとする自然再生事業又はこれに関連する自然再生に関する活動に参加しようとする者
- (3) 自然環境等に関し専門的知識を有する者
- (4) 関係行政機関及び関係地方公共団体

(新規加入)

第6条 新たに委員となろうとする者は、第15条に規定する運営事務局に、委員となる意思表示を行い、協議会の合意が得られた場合に、委員となることができる。

(委員資格の喪失)

第7条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 死亡、失踪の宣言
- (3) 団体若しくは法人の解散
- (4) 除名

(退会及び除名)

第8条 退会しようとする者は、第15条に規定する運営事務局に書面をもって連絡しなければならない。

2 協議会の運営に著しい支障をきたす場合、協議会の会議の合意により委員を除名することができる。

## 第4章 役員等

(役員等)

第9条 協議会に次の役員を置き、委員の互選により選任する。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 監事 2人

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。

4 監事は、協議会の会計を監査する。

5 役員の任期は1年とし、監事を除き再任を妨げない。

## 第5章 会議

(協議会の会議)

第10条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議の議長は、会長がこれにあたる。

3 会長は、意見を聴取することを必要と認める場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。

(運営委員会)

第11条 協議会に運営委員会を置く。

2 運営委員会は、協議会の議事・運営に関する企画立案を行う。

3 運営委員会は15名以内の委員で構成する。

4 運営委員会の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

5 運営委員会の委員は、会長及び副会長が委員の構成を勘案して推薦し、協議会の同意を得て決定する。

6 運営委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、運営委員会構成委員の互選により選出する。

7 運営委員会は、委員長の招集により開催する。

8 運営委員会の議長は、委員長がこれにあたることとし、必要に応じて副委員長が職務を代理する。

9 委員長は、意見を聴取することを必要と認める場合、運営委員会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。

(小委員会)

第12条 協議会は、小委員会を置くことができる。

- 2 協議会委員は小委員会に所属することができる。
- 3 小委員会の委員長及び副委員長は、小委員会構成委員の互選により選出する。
- 4 小委員会は委員長の招集により開催される。
- 5 小委員会の会議の議長は、委員長がこれにあたることとし、必要に応じて副委員長が職務を代理する。
- 6 委員長は、意見を聴取することを必要と認める場合、小委員会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。
- 7 小委員会は、協議会から付託される事項について協議し、協議概要を協議会の会議に報告する。

(議事録)

第13条 協議会の会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した委員の氏名
- (3) 議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか出席した委員のうちからその会議において選任された議事録署名人2名が署名押印しなければならない。

(公開)

第14条 協議会の会議は、希少種の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。

- 2 協議会の会議を開催する際には、日時、場所等について予め広く周知することに努めるものとする。
- 3 協議会の会議の資料及び議事要旨は、ホームページ等で公開する。

## 第6章 運営事務局

(運営事務局)

第15条 協議会の会務を処理するために運営事務局を設ける。

- 2 運営事務局は、埼玉県、川越市、所沢市、狭山市、三芳町、市民団体等が務める。
- 3 運営事務局を代表する代表運営事務局を設け、運営事務局の互選によりこれを定める。
- 4 代表運営事務局の任期は2年とし、再任を妨げない。

(運営事務局の所掌事務)

第16条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 協議会の会議の議事に関する事項
- (2) 協議会の会議の議事録の作成及び公開に関する事項
- (3) その他協議会が付託する事項

## 第7章 補則

(寄付金)

第17条 協議会はくぬぎ山地区の自然再生の推進のために、寄付金を受け入れることができる。

(運営細則)

第18条 この要綱に定めることのほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会の同意を経て、会長が別に定める。

(要綱改正)

第19条 この要綱は、協議会の委員の発議により、協議会の合意を得て改正することができる。

附則

- 1 この要綱は、平成16年11月6日から施行する。
- 2 設立当初の役員等の任期は、第9条第5項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。
- 3 設立当初の代表運営事務局の任期は、第15条第4項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附則

この要綱は、平成18年6月4日から施行する。